

社会福祉法人下妻市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下妻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 役員等には、報酬を支給しないこととし、本会の会議等に出席する場合に支給する費用弁償の額は、1日につき3,000円とする。

(旅 費)

第3条 役員等がその職務を遂行するため旅行したときは、前条に定めるもののほか本会職員就業規程第61条の規定による旅費に相当する額の費用弁償を行うものとする。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成4年12月2日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月30日の定時評議員会の議決後施行する。